



福岡県医発第 1496 号 (地)
令和 5 年 9 月 8 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

指定難病の医療費助成開始日の遡り及び臨床調査個人票の改正について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

今般、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）の改正により、令和 5 年 10 月 1 日から、指定難病の医療費助成開始日の遡りが適用されることに伴い、厚生労働省通知が発出され、臨床調査個人票の様式が改正される旨、福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課より通知がありました。

改正内容は、医療費の支給開始日について、これまで「申請日」とされておりましたが、本年 10 月 1 日以降の申請より、「重症度分類を満たしていることを診断した日」（重症化時点）へ遡ることが可能となり、臨床調査個人票については、「診断年月日」欄が追加されます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

本件につきましては、別添のとおり令和 5 年 9 月 8 日付けで県内医療機関宛に通知されるとともに、北九州市及び福岡市につきましては、各市より各医師会及び各医療機関宛に通知されますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 淡河喜雄
会長 島田昇二郎

公印省略

5 疾病第 4 6 7 4 号
令和 5 年 9 月 1 日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(がん感染症疾病対策課 難病等助成係)

指定難病の医療費助成開始日の遡り及び臨床調査個人票の改正について（通知）

平素から、本県の保健医療行政の推進につきましては、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件について、別添のとおり県内の難病指定医が勤務する医療機関（北九州市及び福岡市所在の医療機関は除く）に通知する予定ですのでお取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

なお、北九州市に所在する医療機関及び公益社団法人北九州市医師会に対しては北九州市から、福岡市に所在する医療機関及び一般社団法人福岡市医師会に対しては福岡市から、それぞれ同様の通知を送付しますので申し添えます。

(案)

公印省略

5 疾病第 4 6 7 4 号

令和 5 年 9 月 8 日

各医療機関の長 殿

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課長

(難 病 等 助 成 係)

指定難病の医療費助成開始日の遡り及び臨床調査個人票の改正について (通知)

日頃より、本県の保健医療行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成 26 年法律第 50 号) の改正により、令和 5 年 10 月 1 日から、指定難病の医療費助成開始日の遡りが適用されます。

また、これに伴い、厚生労働省通知により、臨床調査個人票の様式が改正されたところです。

つきましては、改正の内容及び対応について、下記のとおりお知らせします。貴医療機関におかれましては、御対応のほど、よろしくお願いします。

記

1 医療費助成開始日遡りの概要

新規の申請において、医療費助成の開始時期は、「重症度分類を満たしていることを診断した日」(重症化時点) となります。

ただし、申請日からの遡りの期間は原則 1 か月とし、入院その他緊急の治療が必要であった場合など、診断日から 1 月以内に申請を行わなかったことについてやむを得ない理由があるときは、最長 3 か月となります。

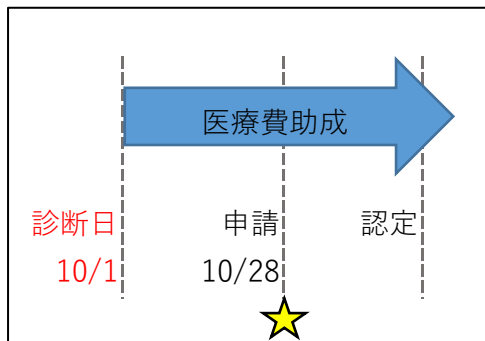
※令和 5 年 10 月 1 日より前への遡りは不可

※軽症高額対象者は、軽症高額の基準を満たした日の翌日が医療費助成の開始時期となる

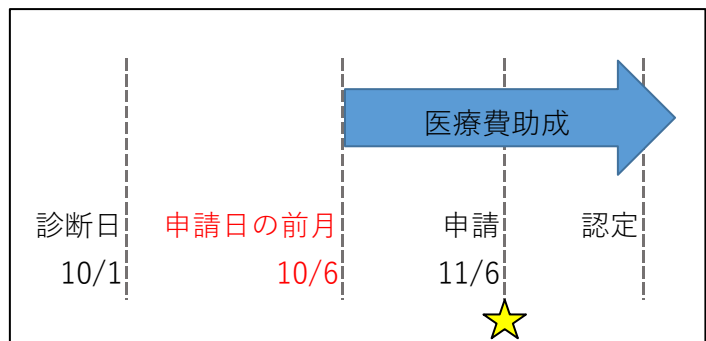
【医療費助成遡りの具体例】

○ 1 か月以内の遡り

① 診断日から申請が 1 か月以内

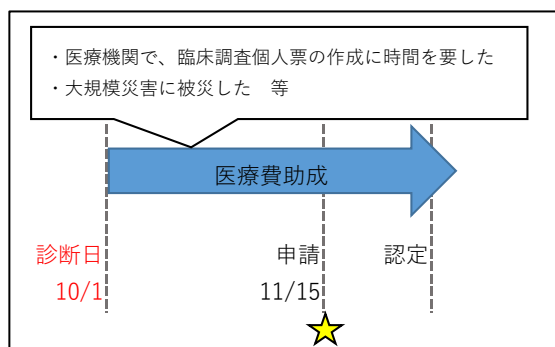


①-1 診断日から申請が 1 か月以上

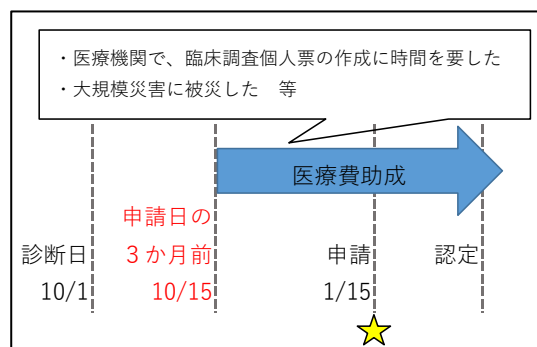


○ 3 か月以内の遡り

②診断日から申請が1～3か月以内



②-1 診断日から申請が3か月以上



2 臨床調査個人票改正の概要

診断年月日（記載内容を診断した日）の記載欄が追加されます。患者の医療費助成開始日の判定に必要ですので、遺漏のないよう記載願います。

※原則改正後の臨床調査個人票の提出が必要ですが、やむを得ず、改正前の臨床調査個人票を使用する場合は、備考欄や余白等に、診断年月日の記載をお願いします。

【改正後の臨床調査個人票】

医師の氏名												
記載年月日	西暦					年			月			日
診断年月日	西暦					年			月			日

- ・病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えありません。（ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限りです。）
- ・治療開始後における重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、直近6か月間で最も悪い状態を記載してください。
- ・診断基準、重症度分類については、
「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について」（平成26年11月12日健発1112第1号健康局長通知）を参照の上、ご記入ください。
- ・診断年月日欄には、本臨床調査個人票に記載された内容を診断した日を記載してください。
- ・審査のため、検査結果等について別途提出をお願いすることがあります。

【新たな臨床調査個人票等について】

改正後の臨床調査個人票の様式については、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。また、福岡県庁のホームページにもリンクを掲載しておりますのでご確認ください。

厚生労働省ホームページ：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>

福岡県ホームページ：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/iryouhisakanobori.html>

【お問い合わせ先】

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課 難病等助成係
092-643-3267